



メルボルン日本人学校

教職員への配慮に関する方針

本方針に関するご質問は学校事務(03-9528-1978)までお問い合わせください。

目的

メルボルン日本人学校(JSM)は学校関係者と教職員間の適切な交流を望んでおり、本方針は、これを学校関係者へ周知することを目的とする。

方針

教師、教育支援員、事務職員、管理作業員、教頭および校長などの本校の教職員は、すべての児童生徒を支援する学習環境を提供できるよう尽力している。各自の業務に真剣に取り組み、子ども一人一人の教育において重要な役割を果たせることを誇りとしている。

本校のすべての教職員は、安全かつ協力的な職場環境で働く権利を有する。

すべての保護者・監護者および来校者には、本校の教職員に対して常に適切かつ配慮を持って接することが求められる。

手段のいかなを問わず(対面、電話、電子メール、ソーシャルメディアなど)本校教職員への攻撃、威嚇、脅迫、または嫌がらせ行為は一切容認されない。これらの行為を行った者は、本校敷地内への立ち入り、および本校の教育活動への参加を禁止される場合がある。

校長は、攻撃的、威嚇的、脅迫的、またはその他の不適切な行為があった場合、これをビクトリア州警察に通報する場合がある。本校は、教職員の安全と福祉を脅かす学校関係者または保護者・監護者に対し、法的またはその他の適切な措置を取る場合がある。

本校は、教職員、保護者・監護者および児童生徒が適切な関係を保ち、お互いを尊重し合い、協力し合える環境づくりに努めている。

承認

作成日	2024 年 11 月
審議	教職員、学校運営理事会
承認者	学校運営理事会
承認日	2024 年 11 月
再評価予定日	2026 年 11 月

本方針は英語で作成され、日本語版はあくまで参考として翻訳されています。英文版が正本である為、これら両言語版の間に矛盾抵触がある場合は英文版が優先されます。